

平成十八年十月六日受領
答 弁 第 九 号

内閣衆質一六五第九号

平成十八年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出危機管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出危機管理に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「危機管理」とは、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十五条第二項において、「国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止」をいう旨規定されており、「危機」とは、当該事態をいうと考えている。

三及び四について

御指摘の事案については、一及び二について述べた「危機」であると認識している。